

**令和 2 年度 豊中市上下水道事業運営審議会
第 2 回会議 議事要旨**

日 時 令和 3 年（2021 年）1 月 15 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
場 所 豊中市上下水道局 4 階会議室
出 席 者 石川委員、清水委員、村上委員、北川委員、福盛委員、重長委員、八木委員 計 7 名
欠 席 者 浦上委員
事 務 局 上下水道局：吉田、土井、河本、下神、牟田、細川、中井
片羽、富永、小川、佐々木、長尾
E Y 新日本有限責任監査法人：谷口、前橋、橋本
傍 聴 者 2 名
案 件 1. 「第 2 次とよなか水未来構想」の改訂について
2. 「第 2 次とよなか水未来構想」に基づく取り組みについて
○新たな料金・使用料水準及び体系の検討
3. その他
資 料 【資料 1】第 2 次とよなか水未来構想（改訂版）〈素案〉
【資料 2】新たな料金・使用料水準及び体系の検討について
【補足 1】新旧対照表（第 2 次とよなか水未来構想）
会 議 録 下記のとおり

- 開会
- 管理者挨拶
- 会長代理挨拶
- 資料確認
- 成立要件の確認

会長代理

では、まず案件 1 「第 2 次とよなか水未来構想」の改訂についてですが、本日はこれまで御審議いただいた内容について最終的な取りまとめを行いたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局のほうから御説明よろしく願いいたします。

●案件 1. 「第 2 次とよなか水未来構想」の改訂について

事務局

（案件 1. 「第 2 次とよなか水未来構想」の改訂について説明【資料 1】）

会長代理

本日は、先ほど御説明いただきました「第２次とよなか水未来構想」の承認を皆さまにいただくというのが目的でございます。先ほど修正の箇所等を詳細に説明していただきましたけれども、これも踏まえて皆さんから御意見を、御質問も含めて、自由に頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。何かございますか。

委員

（質問・意見なし）

会長代理

先ほど申しましたように、特に問題がないようでしたら、この案の改訂版については、これで審議会として御承認いただいたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

（異議なし）

会長代理

これが承認されて、その後パブリックコメントを募集されて、さらに改訂を進めることになると思いますが、今後また何か修正等ありましたら、事務局と調整をさせていただいて、最終的に浦上会長とそれから会長代理の私とに一任していただきまして、最終的に取りまとめを行いたいと思っておりますが、そちらのほうも御承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

（異議なし）

会長代理

そうしましたら、このまま承認ということで、よろしくお願いいたします。

では、案件２のほうに移らせていただきたいと思います。案件２は「第２次とよなか水未来構想」に基づく取り組みといたしまして、新たな料金それから使用料の水準及び体系の検討をされるということですが、これにつきまして、また改めて事務局から御説明よろしくお願いいたします。

● ２．「第２次とよなか水未来構想」に基づく取り組みについて

事務局

（新たな料金・使用料水準及び体系の検討説明【資料２】について説明）

会長代理

御自由に御意見、御質問賜れればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

3 ページ（料金・使用料の改定に係る論点マッピング）に固定費とありますが、何をもって固定費としているのでしょうか。その明細が明らかになっておりません。

また、中核都市の近隣のデータはありますが、それ以外の豊中の近隣市との比較が一切ないですね。それがなければ値上げしたときに豊中が高いのか安いのか、はっきり分からないので、それをやはり添付してもらおうと検討がしやすいのではないかと思います。

事務局

1 点目の固定費と変動費は日本水道協会等で一定の整理はされているのですが、いわゆる使っている水量が多い少ないにかかわらず、等しくかかる経費については固定費に入れる、使えば使うほどお金がかかる分については変動費で取る、というのが基本的な考え方としてあります。ただ、実際に整理をしていくと難しいのが、施設の維持管理費や減価償却費をどちらに振り分けるかということです。施設の運転に関しては、おおむね一日、平均的な水量と一日最大使用水量との差をベースに振り分けるという考え方が一般的ではないかと考えております。

それから府内近隣市との比較については、もちろん大阪府内の水道料金、下水道使用料等についてはデータとしては持っておりますし、実際の改定作業に入っていく段階では、当然市民の方にそれをお示ししていかなければならないと思っております。大まかに申しますと、府内の町村あるいは大阪市を除きまして、大阪府内の市では、水道料金は8番目に安く、下水道使用料は3番目に安いという認識をしております。

実際の改定作業になってまいりますと、現在は統計データがしっかり見える化されているので、参考にしたいと思っておりますし、全国的な状況も見極めながら検討することになると考えております。

会長代理

おそらく固定費には、ハードな部分とソフトな部分があるのではないかという話だと思います。それを区別できるようなデータ等はあるのでしょうか。

事務局

基本的には人件費はこちら側という決め方ではなくて、その人件費は何に使われているか、その人の労働量がいわゆる変動のものなのか、固定のものなのかということによって仕分けていくということになると理解しております。

会長代理

そのデータはあると理解してよいのでしょうか。要は、そこも見える化できるのかどうかという話だと思います。

事務局

実際、改定作業になってまいりますと、E x c e l 作業の中でどうやって固定費と変動費、配賦したのか、全てプロセスがシートごとに見える化されておりますので、実際改定の作業の暁にはそういったものを提示することは可能でございます。

会長代理

今回はないですがデータとしてはあるので、今後はもちろん配慮できるということだと思いますね。

事務局

はい。

委員

大口の企業が地下水に移動、移行するというようなお話があったと思うのですが、これは誰でもいつでもどこでもできるものなののでしょうか。

事務局

基本的に水道の代わりに地下水を使うということになりますと、まずその水源の有無の調査費、そして仮に水源に行き着いたとしても、それを飲用に適する状態にするための費用が必要となりますし、井戸を掘る場合は、井戸を掘る建設費やそこからくみ上げる水の浄水費、あるいは水質の検査費、といった様々なコストがかかってきますので、なかなか一般の家庭でというのは難しいと思われます。ただ、先ほど市立豊中病院の例が上がりましたが、全国的にはいわゆる水道料金の高騰に対して、コストを投下しても地下水に切り替えていく大きな工場であるとか、事業者さまというのは水道界では問題になっています。

委員

豊中市の住宅地では地下水を禁止しているのではないですか。

事務局

豊中市には、地下水の規制が存在しません。利用者が地下を掘って水源を求めることは可能です。ただ、かなり大深部を掘らないと、きれいな水は出ないと思われます。飲料までは求めない、大規模で地下に水脈があるもしくは河川に近い、といった企業であれば、地下水の利用に切り替わった前例はあります。また、地下水をバックアッ

プ水源としている企業もありますが、いずれも豊中市としてはそう多くはありません。

ただ、地下水を勝手に掘ると環境的にはよろしくなかったり地盤的に問題が出たりもしますので、自治体によってはペナルティーを設けたりと地下水移行を何とか食い止めるような対策もあります。実際、豊中でも検討する際には、そういったことが考慮事項になってくるのではないかと考えております。

会長代理

12ページ「逡増度の考え方」に、逡増型料金制度の考え方の3番に地下水を使っているような企業の料金賦課方法についてということで記載がありますが、現在、追加的に何か料金を徴収しているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

水資源という考え方から、地下水を規制すべきではないかという議論もありますが、現状は団体によって個別料金を取っている場合もあれば、何も関知していないというところもございますので、他団体の事例も見ながら、検討する必要があるように思っております。

委員

現在豊中市は徴収しているのですか。

事務局

していません。

会長代理

これも含めて今後検討されるという理解でよろしいですか。

事務局

はい。ただ、地下水をくみ上げることによって地盤沈下が起きるという公害問題に対応する関係上、その対策として豊中市には大阪広域水道企業団の工業用水が南部のほうに引かれております。また、南部の大きな工場の多くは工業用水を利用されますので、そこは補足させてください。

委員

18ページ「水道事業における資産維持費の状況」の資産維持費についてですが、標準的な水準である3%未満というのは何の3%なのでしょう。17ページから、減価償却分の積立金が更新投資に要する費用に足りないところを資産維持費とするというイメージで理解させていただいておりますが。

事務局

資産維持率を乗じるのは償却対象資産で、各団体の対象となる資産の額に3%を乗じるという考え方です。ただ、現実問題、団体によって対象資産に何を含めているかといったところも論点になってまいります、あくまで乗じるのは、償却対象資産になっております。

委員

本来であれば減価償却費の積み立てで更新投資を賄うはずですが、減価償却で積み立てられたものを起債の償還に充てていくので、減価償却の積み立てで更新投資が十分に賄える水道事業体は少ないといったような説明をいただいたことがありましたので、資産維持費といったものが改正省令上で明確化されたということに少し納得しました。

事務局

元と同じ施設を建設するのであれば、減価償却費を積み立てればよいわけですが、水質の浄化基準が見直されたり、下水の処理方法として高度処理が求められたりといったように40年なり50年経過して、施設に求められる水準が世の中の変化に伴ってレベルアップしていくので、社会的な変化とかニーズに伴って一定レベルアップした資産に更新していくということを見込んでおかなければならないと思っております。その分も含めて料金、使用料の算定に含めていく必要があると理解しています。

維持管理に経費を要することが多く、本来料金で取れていけばよいのですが、低廉な料金となると、減価償却だけでは十分でなくなっているという点がございます。3%がどうしても先に出ておりますが、全国的な試算の総量を見て算出しただけですので、あくまでも目安となっている指標です。ただ、各団体によってどれだけ足りないかというのは事情も違いますので、実際は各団体、自治体ごとに検討が必要ではないかと思っております。

この料金改定というのは、シミュレーションを繰り返しながら数字が変わってきます。先ほどの資産維持率につきましても、まず3%乗せてみたらどれぐらい料金を値上げしないといけないのか、現実的にお客様に利用していただくには少し非現実的な水準ではないか、では資産維持率を変更するのか、ほかに何かこの計算の中で考え方が実態と合っていない部分があるのではないかと、といったように数字を検証しながら固めていくこととなりますので、少し数字のお話が先に進んでしまっているかもしれませんが、そのように捉まえていただければ幸いです。

委員

減価償却費のところで基本的には割引率が設定されていたはずですが、割引率ではどうにもならないので、もう一つ資産維持費といった費目を設定しなければならないのか、割引率の分をストックできればそれだけで事足りるのか、つまり費目の追加の

考え方をきちんとやりましょうというのが、今回の議論だと思っておりました。割引率とか資産維持費のところをどのようにこれから設定していくのかというところを議論してプロセスとしてきちんと明記されるのがまず第一弾なのかなと思いました。

2点目に、先ほどの地下水の専用水道の問題についてですが、膜ろ過技術の価格が下がったために、地下水が利用しやすくなったというのが現状でして、河川と異なり水利権のない地下水の利用について、やはり国レベルであったり自治体レベルできちんとどうしていくのか、地盤沈下や水質の問題があれば、条例等による規制も必要なのかもしれません。

もう一方で、コストを安くする企業努力としての地下水の利用が悪なのか正義なのかと言われたら、おそらく悪ではないですね。そういう悪か正義かの話ではなくて、水道事業体とうまく折り合いをつけていかなければならない時代なのではないかと思っています。

もう一つ、バックアップというお話がありましたが、病院などの公共施設でそういった地下水施設を入れるというのは、災害時のバックアップなんですよ。災害に対して大規模な病院等の施設が一定量のバックアップ水源を持っておくということはあるだと思っていて、公共的な施設については、大きな目で見ることが必要なのではないかと思っています。

3点目に、下水道の使用料自体は、たとえ地下水を利用しようが下水道使用料は徴収されておりますので、その辺りは誤解がないように表現されたほうがよろしいのではないかと思います。

事務局

1点目と3点目につきましては、今後検討の中で整理をしていきたいと思っております。

2点目の問題は慎重に対応しなければならないと思っております。地下水の利用に対して国に法規制を要請する声もあります。その問題に対してどう対応していくのかというのは恐らく二通りありまして、バックアップ料金、あるいはその通常使用、臨時使用のバランスの中で水道料金でもってコントロールをするという考え方が一つあるのと、もう一つはその地下水利用に対して、行政としてどう対応していくのかと。地下水の利用で地盤沈下ということになるのであれば、公害対策としてやらなければなりません。いわゆる上下水道局の仕事かどうかということだけではなくて、大きいバランスの中で見ていかなければならないと思います。

1点目の話は、減価償却の話をしましたけれども、実際は法定耐用年数以上に施設を使ったりもする、例えば長寿命化したり、投資を平準化したりみたいな努力もありますので、恐らく資産維持費を何%にしようかという議論の前にできるだけきちんとこれを導入しなくても回収できる状況かどうかということをもまずは検討することが必要です。財政シミュレーションの結果、厳しければ資産維持費の導入について検討の可否ということになってくると思いますので、最初から導入ありきみたいな話では

なくて、まずはできるだけの努力をやってきたのかどうかを検証する必要があるのではないかと考えております。

委員

逡増度のところで口径別を導入したときに、当時、逡増度が高くなると地下水の利用が増えるのではないかという議論が出たと思うのですが、豊中市は水質の問題があるから地下水の利用というのはそれほど促進されないという御意見と、メリットがある大きい事業所がないといったような御意見があって口径別を導入した記憶がありません。それで今この逡増度のところで地下水のことを入れておられるというのは、どうしてでしょうか。

事務局

12 ページ【逡増型料金制度の考え方（厚労省）】の①から③というのは、厚労省、国から示されている考え方をそのまま掲載しているもので、豊中市が現在こういう理由で逡増度が高いと考えているという意味での記載ではないと補足させていただきます。

委員

上水は淀川水系と猪名川水系ですよね。浄水場へ行って各家庭に行くわけですが、下水道ですね、庄内と原田、これは100%放流しているのですか。それで工業用水はどちらの水を使っているのですか。下水は処理場で、猪名川なり神崎川に流しますよね。工業用水は、どの水を使っておられるのでしょうか。

事務局

工業用水は淀川の水です。

委員

上水のほうの水を、浄水場を経由せずに淀川から抽水したものをそのまま工業用水で使うということですか。

事務局

いえ、淀川の水を工業用水にするための浄水場を経由して豊中市も含めて大阪府内に工業用水が供給されています。

委員

工業用水用の浄水場があるわけですね。

事務局

はい。

委員

それともう1点、地下水を使っている企業は下水道使用料は無料ですよ。

事務局

いえ、徴収します。

委員

どういう基準で徴収されるのですか。

事務局

下水に流すときにメーターをつけさせていただいて、下水に放流する量をきちんと測定させていただきます。

委員

そういうシステムがあるわけですか。普通は水道を使うと下水も一緒に料金を請求されますよね。地下水を使っている企業でもそういう設備があるわけですよ。

事務局

そこは事前に協議をさせていただいて、メーターをつけさせていただいております。

委員

もう1点、減価償却の話が出ましたが、上下水道局のものは全て買取りなんですか。リース分はどのぐらいの比率であるのでしょうか。現金で買っているのか、全部リースをかけているのかによって減価償却は変わってきますよね。

事務局

ほぼ買取りが多いという認識でおります。ただ、毎回リースと比較をして当然費用の安いほう、得なほうを選択するというスタンスではおります。

委員

ということはリースというのは微々たるものであるという理解でよろしいですね。

事務局

全体の事業費に占める割合としては少ないです。

委員

委員をさせていただいて、上下水道の職員の御努力がよく分かりました。30年前であれば庄内の辺りは雨が降ると下水管から噴水のように水が噴き出ておりましたし、10年以上前には豊中市役所の辺りから岡町商店街の辺りが浸水しました。ところがたくさん雨が降っていても、いつの間にか気がついたらよくなっている、そういう意識だったんです。それについてここで学ばせていただいたのですが、かなりの努力をされていることが分かりました。本当に市民の暮らしを守っている一番底辺のライフラインが上下水道やごみ処理であることを意識することができました。今の財政計画では順調だけれども、人口減や節水、また若者が近頃水道水ではなくペットボトルの水を飲んでいることもあるので、水需要も減ってきているのかなと感じております。「これだけのことを今やっていますよ」、「将来的に5年、10年後にはお金が足りませんのでそろそろ値上げしないといけませんよ」、「今、蛇口をひねったら水が出てくる、水を流したらきちんと汚水のほうに流れる、それを維持管理するためにはこうなんですよ」というように平たい言葉で市民に発信していただければ、とてもありがたいと思っております。

会長代理

今回の話も見える化するというのが一つ大きな目的だと思うんですね。それを次のステップとしてどう市民の方にお伝えしていくかというのが重要だと思います。この料金の話というのは、市民の方に直結するお話なので、最後の出口だけを見てしまうと、それは安いほうがいいという反発の形で出てきてしまうかもしれません。やはりプロセスを知っていただくべく、しっかりと平たい言葉でお伝えしていくというのがやはり重要ではないかと思いました。

やはり詳細をしっかりと示す、分からないところがブラックボックスになるというのが市民としては不安になりますので、そこをきちんと開示できるような体制をしっかりと取っていただくというのが、まず一つ大きな話だったと思います。

それから資産維持の話、減価償却云々という話も出ましたが、結局幾らかかるのかという総額があって、それをどう賄うのか、その手法の部分、どういう将来像でまざるのぐらい必要なのかというのをしっかりと踏まえた上で、そこからの話だと思いますので、それもしっかりイメージしていただければと思っております。

それから、やはり地下水のお話というのは、もう少し広い視点から議論をしていく必要があると思うんですね。もちろん地下水というのは、競合他社みたいなものですが、豊中市全体として地下水というものをどう考えていくのか、メリットもあればデメリットもあるというところをしっかりと踏まえた上で、最終的にどこを着地点としてどう捉えていくかというのを考えないといけないのではないかと思います。

その意味では、これがベストだという案はほぼなくて、必ずリスクであったり、今よりも悪化することが絶対出てくるはずですので、そういうものをしっかりと分類して、それがあっても、こちらのほうがというような提示の仕方というのも、やは

り重要なのではないかと思いました。

最初に申し上げましたように、この料金の基準とか体系の検討ということで、最終的には手引きを作成したいというのが大きな目的になろうかと思えますけれども、今後様々な作業が具体的に始まっていくと思いますが、ぜひ市民の方に分かりやすいものを作っていただきまして、これから市民の方にも理解していただけるような形で進めていただければと思います。

● 3. その他

事務局

審議会委員の任期についてですが、当審議会の任期は2年となっております、この1月31日をもちまして満了となります。この2年の任期内におきまして3回にわたり御審議いただいたこと、改めて感謝申し上げます。

会長代理

以上で全ての議事が終了いたしましたので、本日の審議会をこれで終了させていただきたいと思えます。皆様、本当にありがとうございました。(閉会)